

会社は事業不振経営困難のため継続工場の  
 の六十名を工場閉鎖して解雇すること  
 九月十日申渡し九月二十四日限り工場を  
 閉鎖することを声明する時同時に解雇  
 規程の十四日分以外一年に付し高率借  
 金の二十日分の率を以て手当を支給する  
 ことを述べ、二十四日受取る料、中渡しん  
 職工側は二十日 神田七郎 田名 部 世原  
 外名の組合代表会社側 柴田 重役(正)  
 紛争工場の部長)を市同事業を継続  
 さい度し甚しといふが不可能であれば他の工場  
 に振りおこすべしと仰り頭を以て懇願し

大が会社は工場閉鎖のせい無き事情を述べ  
 拒絶する傍に全従業員二百名は二十一日午  
 後から島業に帰り仕事せよと代表  
 は数回在既人重役等と<sup>面談</sup>懇談又  
 は他工場勤務を懇願ありしもの却度拒絶  
 さい本日(二十一日)午後九時、西度面会し  
 が会社は断然事業中心工場閉鎖の外道  
 無きことを声明したため始めに本日から交  
 渉は打ち切らる問題に同盟罷業が工業  
 閉鎖が従業員屈伏が会社が手当を  
 更らぬ追加するか連展さいることとならん  
 尚会社は二十五日以後の借金は支然せし